# 市民参加実施予定シート

予定 <sup>令和2</sup>年4月1日時点

担当課(クリーンセンター)

1 市民参加の手続 実施予定について									
通称	一般廃棄物処理手数料の改定	+ 18 + 2 7	メリット> 受益者負担の原則に基づく手数料を値上げすることにより、ごみ処理に係る経費の財源を拡充できる。						
名称	一般廃棄物処理の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正	市民等への影響	・クリーンセンターに持ち込まれるごみの減量化が期待できる。 ・近隣市からのごみの持ち込みを抑制できる。 〈デメリット〉 ・ごみ処理料金が増して市民と事業者の経済的負担が増える。						
概要	クリーンセンターに持ち込まれるごみの受け入れ料金を近隣市並みに値上げする。そのために、必要な条例改正を行う。								

## (1)市民参加の対象事項について

市民参加の	D対象事項に該当するもの (条例第5条第1項及び第4項)	市民参加の手続を実施しないもの (第5条第2項の規定)				
	(1)基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更		(1)軽易なもの			
	(2)行政の運営に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃		(2)緊急に行わなければならないもの			
	(3)公共施設の設置に係る計画の策定又は変更		(3)法令の規定により実施の基準が定められており、その基準により行うもの			
	(4)市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃	実施しない	詳しい理由			
	(5)条例以外で定める市民が納付すべき金銭のうち、規則で定めるものの額の設定又は改定に係る基本方針の策定又は変更					
	第5条第4項の規定により、対象事項ではないが、市民参加を行う場合					

# (2)市民参加の手法について

市民	市民参加の方法(条例第6条第1項)											
	市	i民参加の手法	実施予定時期	参加が期待される市民等	その他特記事項	左記の市民参加の方法を選択した理由・実施時期(流れ)を選択した理由						
		審議会等	H31/1月~H31/6月中で4回程度	審議委員(専門家、公募の市民等)	廃棄物対策審議会							
複		パブリックコメント手続	R1/9/1~R1/9/30	全市民等	特に無し	<u></u>						
数		意見交換会				↑・審議会の開催については、専門的な見地から調査や審議、意見等を聴取する必要があると考えた。 →・パブリックコメントについては、時間や場所等に拘束されず意見表明ができるため、幅広い市民から意見聴取が可能と考えた。ま						
実		公聴会				一・ハラッツコメンドにういくは、時間や場所等に拘束されり息兄を明かてきるため、幅広い川氏がら息兄職収が可能と考えた。ました、素案を広く周知するとともに、素案に対する具体的な意見を聴取できると考えた。						
他		政策提案制度										
		その他										

## (3)市民参加のスケジュール(予定)

	平成30年度	支	令和元年度							令和2年度					
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4~3月
	審議会(諮問・答申など)														
								$\longleftrightarrow$							
								パブリックコメント		=* A	÷n = ★				<mark>令和2</mark> 年4月1日から施行
										議会 <del>《</del>	<b>掛議</b> <b>→</b>				

#### 2 当初予定からの変更履歴

変更項目	変更日	変更内容·理由	変更項目	変更日	変更内容·理由
パブリックコメント	R1/9/1~R1/9/30	市民の皆様にわかりやすくするため、流山市総合計画基本構想・基本計画(素案)等の他のパブリックコメントと同時期  に実施する。			